

グループ通算制度の税効果会計の実務対応報告、公表

— ASBJ

去る8月11日、企業会計基準委員会は第463回企業会計基準委員会を開催した。

グループ通算制度の税効果会計

実務対応報告42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」について、文案等の審議が行われた。修正案では、連結納税制度からグループ通算制度へ移行する場合の会計方針の変更について、実務対応報告39号適用企業が本実務対応報告を適用する場合、会計方針の変更の注記は要しない旨が追加された。

委員全員の賛成で公表議決された（8月12日公表。
https://www.asb.or.jp/jip/accounting_standards/practical_solution/y2021/2021-0812.html）。

リースに関する会計基準の開発

第102回リース会計専門委員会（2021年8月10日号（No.1619）情報ダイジェスト参照）に引き続き、重要性に関する定めについて、審議が行われた。数値基準について、現行の

性があるなどのデメリットが考えられる。

この点を考慮した場合、改正リース会計基準においても数値基準（特に絶対的数値による基準）を用いた重要性の例外を設けることについて、議論が行われた。

リース適用指針においては、これまで重要性の数値基準が実務に浸透しており、企業における適用上のコストの低減に資するものとなっていると考えられる。一方で、数値基準が絶対的数値である場合は、会計基準で定めた重要性の閾値が企業の規模等に比して多額であれば、財務諸表の有用性が低下する可能性がある。

会計

改正後リース適用指針における設例の取扱い、検討

— ASBJ、リース会計専門委

去る8月6日、企業会計基準委員会は第103回リース会計専門委員会を開催した。リース会計基準の改正に関する主な議論は次のとおり。

設例の検討

改正後のリース適用指針における設例について、審議が行われた。

(1) 現行のリース適用指針における設例の取扱い
 現行のリース適用指針で示されている設例について、次のも

の以外は、今後の検討を踏まえ、設例の修正が必要か否かを検討することとしている。

- ・ 設例5（リース資産総額に重要性が乏しいと認められなくなった場合の取扱い）↓ 設例の修正が必要かまたは削除する必要があるかを検討
- ・ 設例9（適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引の取扱い）↓ 削除する

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
9月10日(金)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和3年8月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
9月30日(木)まで	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和3年7月期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和3年6月期) 2カ月延長法人(令和3年5月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(7月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・1月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(7月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、10月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

(2) IFRS 16号「リース」における設例の採り入れ方等の基本的な方針

リースの識別については、設例1A、設例4、設例5を追加する。また、契約の構成部分への対価の配分（設例12）、借手の測定（設例13パート1）、サブリース（設例20）、セール・アンド・リースバック取引（設例24）は、要否や修正が必要かを検討する。

各論の再検討

これまでに示された事務局案について専門委員から出された意見をもとに、再検討した結果と修正案が示された。

そのなかで、リース期間決定におけるオプションの閾値の「reasonably certain」の表現について、従来案のとおりIFRS 16号の直訳「合理的に確実」とし、判断のばらつきが生じる懸念への対応として、結論の背景に説明を加えるとする事務局案が示された。

(3) わが国に特有な取引

普通借地契約等で解約不能期間が存在しないまたは短期のため、延長オプション・解約オプションの判断が難しい場合、消費税等の取扱いを追加するかどうか検討する。

* 専門委員から「作成者としては、設例は多いほうがいい。I F R S とそろえたほうがよい」との賛成意見も聞かれた。

会計

金融資産の減損に関する会計基準の開発、検討開始

ASBJ、金融商品専門委

去る8月25日、企業会計基準委員会は第168回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損に関する会計基準の開発について、審議が行われた。

経理に効く法律雑学

「瑕疵」概念がなくなる??

白川 敬裕

仕事や私生活で契約に関わる際、「瑕疵」という言葉を目にされたことはないでしょうか。

「瑕疵（かし）」という言葉は、日常では、あまり使われません。「瑕（も）」「疵（も）」「きず」という意味があり、「玉に瑕（たまにきず）」という諺もあります。辞書によると、「この語は、もともと『玉石の表面にできた細かい』『きず』を表し、転じて、『ほとんど完全なのに、わずかな欠点がある』という意味になったそうです。

買った物に「瑕疵」があると、法律上、何が出来るのでしょうか。どんな状態が「瑕疵」なのかは、契約の内容によって変わります。たとえば、買った自動車のエンジンが動かなければ、通常は「瑕疵」に当たります。しかし、「展示用」の自動車であれば、エンジンが動かなくても「瑕疵」に当たりません。

2020年4月1日から施行された改正民法では、「瑕疵」という用語がなくなり、「種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」（契約不適合）という表現に改められました（民法562④）。

民法が改正されても、改正民法の施行前に買った場合は、旧民法の瑕疵担保責任の規定が適用されます。具体的には、買った物に瑕疵があった場合、売主に対し、一定の条件を充たせば、①損害賠償請求や②契約の解除ができます。

他方、2020年4月1日より後に買った場合は、改正民法の契約不適合責任として、①損害賠償請求、②契約解除に加え、③追完（修補・代替物の引渡し・不足分の引渡し）の請求ができ、さらに、相当の期間を定めて追完請求をしたのに、その期間内に追完されなければ、④代金の減額請求もできるとされました。

実際のところ、民法が改正される前も、購入した物に欠陥があった場合、無償で修理してもらったり（修補）、新品と交換してもらったり（代替物）、値引きしてもらったり（代金減額）することも通常だったと思います。改正民法では、このような慣習が法的な権利として正式に規定されました。

売主にとっては、欠陥が軽微な場合、常に新品との取換えを要求されるのも不都合です。そこで、改正民法では、買主に不相当な負担を課するものでないとき、売主は、買主から請求された方法（例：新品との交換）とは異なる方法（例：修補）による追完ができることと規定されました。

民法改正後も、契約書に「瑕疵担保責任」という条項が規定されていることがあります。従来の「瑕疵担保責任」条項の入りかたひな型で契約を締結したとしても、その条項が無効になることはありません。「瑕疵」という言葉は、改正民法から消えたとしても、概念としてなくなることはなく、むしろ法律上の概念として引き続き使用されますし、現に他の法律では存続しているからです。たとえば、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」には、住宅新築工事の瑕疵担保責任が規定されており、瑕疵について「種類又は品質に関して契約の内容に適合しない状態をいう」と定義されています（同法2⑤）。

改正民法施行後も、契約書に「瑕疵」という用語があれば、「契約不適合」の意味に解釈されることになりません。とはいえ、これから売買契約等を締結するのであれば、改正民法に沿って改訂された契約書のひな型を使用するに越したことはありません。そのようなひな型であれば、権利・義務の内容も、改正民法に沿った内容になっていると思われるからです。

主な審議内容は次のとおり。

金融資産の減損の検討の進め方

事務局から、次のステップで基準開発を進める旨の提案が行われた。

(1) ステップ1

IFRS9号「金融商品」(以下、「IFRS9号」という)の相対的アプローチを採用したモデル(ECIモデル)と、米国会計基準におけるモデル(CECLモデル)のどちらを開発の基礎とするかの選択(両者に優劣がつけられない場合はECIモデルを基礎として基準開発を行う)

(2) ステップ2

信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている金融機関の貸付金に適用される会計基準の開発

(3) ステップ3

信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされている金融機関の貸付金以外の適用の検討

(4) ステップ4

信用リスクに関するデータの詳細な整備がなされていない金融機関(中小・地域金融機関等を想定)に適用される会計基準の開発

(5) ステップ5

一般事業会社に関する検討

(6) ステップ6

公開草案の公表

専門委員からは、おおむね同意を得た。その後、事務局から、金融資産の減損に関する日本基準、IFRS、米国会計基準の定めについての説明が行われた。

今回の基準開発にあたっては、新たに基準を策定するのではなく、企業会計基準10号「金融商品に関する会計基準」の改正を想定している。

専門委員からは、「ECIモデルを基礎とする場合、どの程度IFRS9号と整合性を取っていくのかを検討すべき」との意見が挙がった。この他、「今回の基準開発は、どのようなスケジュールで進めるのか」との質問がなされたのに対し、事務局から「今後、議論を進めるなかで具体的な開発スケジュールを考えていきたい」との回答があった。

親委員会の審議

専門委員会の議論に先立ち、第463回親委員会でも、同様のテーマについて審議が行われた。

委員からの「大手銀行が対象のステップ3は大きな改正となると思われるが、ここまで終わった段階で、いったん公開草案を出すという考えもあるのでは」との意見に、事務局から「金

融商品会計基準は、金融機関向けの基準を作るわけではない。2段階の公開草案が技術的にできるか疑問」との回答があった。全体的な進め方の方向性について、大きな異論は聞かれな

かった。今回は、大きな異論は聞かれなかった。利用性を向上させるとともに、十分な周知を図り、一層の利用拡大に努めていきたい。

*

今回の審議を踏まえ、次回以降、前記ステップ1の検討に入るとのこと。

税務

東京国税局長・就任インタビュー

東京国税局

市川健太東京国税局長は、就任にあたり国税記者クラブとの会見に応じ、抱負等を語った。

就任にあたっての抱負

近年の経済活動の国際化やデジタル化の急速な進展、足下におけるコロナ感染症の影響等に鑑み、「デジタル技術の進展をいかした納税者利便の向上」、「コロナ禍の下での適正かつ公平な課税の追求」、「複雑化、高度化する取引実態の解明」、「事務の効率化・集中化」の4つの課題に重点的に取り組んでいく。

コロナ対応、感染対策

引き続き、入場整理券を活用し会場の混雑緩和に努めるとともに、来場者数を一層抑制するため、e-Taxの一層の普及に努めていく。

税務行政の取組み

東京局においては、他局に先



では、国税庁全体の取組みとなる。利便性を向上させるとともに、十分な周知を図り、一層の利用拡大に努めていきたい。税務調査のDXにも取り組んでおり、将来のAIの活用も見据え、幅広い可能性を探求していく。

税務調査の今後の取組み

企業の海外取引や、海外取引を利用した富裕層の節税スキームの分析等を進めていく。消費税不正還付の防止についても、機構の拡充や関係機関との連携・情報交換を行い、質量双方の充実を図っていく。

インボイス制度の導入

事業の実態に応じた準備を進めていただく段取りが必要となるため、動画を配信するなどして、制度自体の周知・広報を行っていききたい。

金融

高まる米量的金融緩和策の縮小

先送りの可能性

現在、市場が注目する米連邦準備理事会(FRB)の量的金融緩和策の縮小に関する市場予測は、早ければ9月にも概要を発表し、今年末から来年初めにかけて緩和縮小を開始する。第一に政治的な思惑である。

この20日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2021年8月6日	「監査報告書の電磁的方法による発行のための承諾に関する同意書」の文例	JICPA	公認会計士法の改正を踏まえ、公認会計士および監査法人による電磁的方法での監査証明が可能となることを踏まえたもの。電磁的方法での監査証明を行うには、被監査会社への書面または電磁的方法での事前の承諾が必要となり、電磁的方法の種類および内容を示すうえで文例が示されている。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20210806eib.html	—
2021年8月19日	コーポレート・ガバナンスに関する報告書 記載要領(2021年6月改訂版)	東証	本年6月のCGコードの改訂を踏まえ、所要の整備を行ったもの。 https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/tvdivq0000008j85-att/tvdivq000000uvc4.pdf	—

米通信社ブルームバーグの報道によると、イエレン米財務長官が、来年2月に任期切れとなるパウエルFRB議長の後任を支持する考えをホワイトハウスのシニアアドバイザーらに伝えたとされている。

バイデン大統領は、9月に正式に後任人事を発表することになっていく。その前にこうした報道が伝わるのは、バイデン大統領と調整済みのためとの見方もある。パウエル議長はトランプ前大統領が任命したFRB議長だが、緩和縮小議論の開始要件とする雇用最大化と物価安定への進展を肯定的に捉える発言を行った。バイデン大統領にとつて、来年の中間選挙を控えて金融緩和策を後退させる政策を示唆する議長の続投は好ましいとはいえないとみられる。それでも続投を示唆するのは、デルタ株の感染拡大などで重みを増す感染症対策の継続性を重視したためとみられる。

タ株の感染拡大が、米国内の企業の購買意欲や個人消費の強さに影を落とし始めている。いずれにしても、依然として感染症拡大の動向が金融政策に大きく影響を与えている点に変

証券 オリンピック後、株価はどう動くのか？

わりはない。8月18日に公開された、年内の金融緩和縮小開始が多数意見とされた7月のFOMC議事要旨からも、すでに情勢が変わってきていることには留意が必要と考えられる。

真夏8月は世界中がバカンスの最中だが、株式市場は意外に盛り上がることもある。それを示すのが「サマーラリー」という言葉である。しかし、今年は意外なことは起こらず、ほぼ全世界の株式市場が低調なまま、サマーラリーの匂いも感じられないまま推移しようとしている。

現在の日本経済は、経済成長率がジグザグ模様で縮まらないが、企業収益は「もの」の産業中心に好調であり、利益の上昇修正といった話は珍しくない。一方、株価が低調なため、投資尺度は割安を告げる銘柄が増えている。このため、秋以降、株式市場はコロナ禍の状況が好転すれば、衆議院解散に伴う総選挙などの政治リスクの高まりが懸念されるものの、株価立ち直りのシナリオを描くことは可能であるともみられている。

注視しているとされる。現在、アメリカの市場金利は、景気の回復、企業収益の増加、インフレ率の上昇を背景に、米FRBの政策姿勢を読み取りながら、上下している。これまでFRBの政策は緩和継続を願う金融市場に優しいと判断され、インフレ率が上昇しても、市中金利の上昇は限界的で、結果的に米株価は上昇トレンドを維持してきた。これからFRBがどんな政策をとるのか、8月27日のジャクソンホール・中央銀行首脳会議の議論が注目される。

お詫びと訂正

本誌2021年2月10日号 (No.1602) Viewpointにて誤りがありました。読者の皆様および執筆者の方に謹んでお詫びするとともに、次のように訂正いたします。

- 56頁2段目27行目 (誤) ……2023年9月30日に おいて…。
- 56頁3段目3行目 (誤) ……2023年9月30日に おいて…。
- (正) ……2023年9月1日において…。